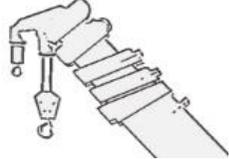
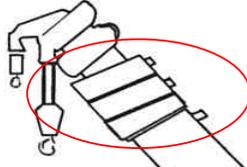
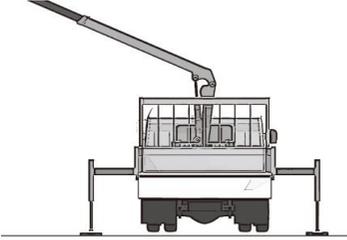
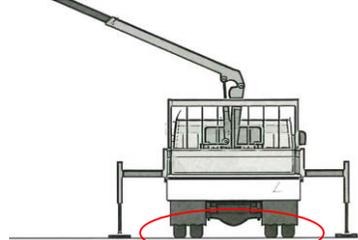
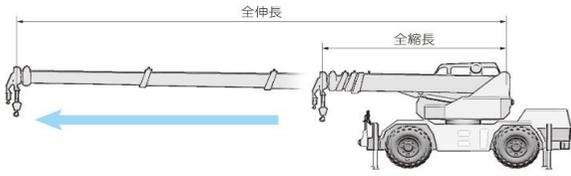
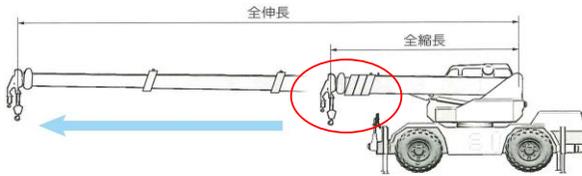
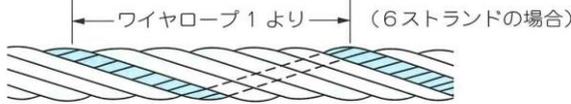
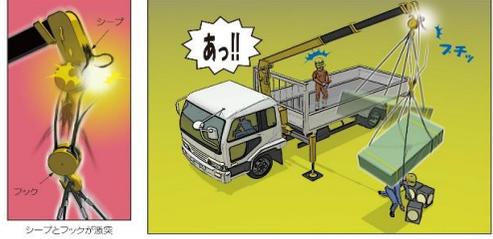
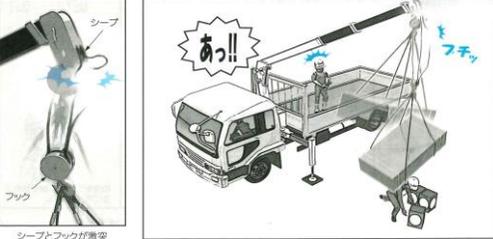


小型移動式クレーンの運転テキスト (8訂1版1刷⇒8訂2版1刷)

テキストページ	項番	行・図表	旧 (8訂1版1刷)	新 (8訂2版1刷)
	表紙		表紙・背表紙・裏表紙 8T-1H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 8T-2H-1Z
	奥付		2021年3月25日 8訂第1版1刷	2022年3月XX日 8訂第2版1刷
9	凡例		2. …その他は日本工業規格、…	2. …その他は日本産業規格、…
第1章 小型移動式クレーンに関する知識				
2	1. 1. 2		<p>(3) 定格荷重            定格荷重は、移動式クレーンの構造及び材料並びにジブの傾斜角及びジブ長さに応じて負荷させることができる最大の荷重（定格総荷重）から、フック、グラブバケット等のつり具の質量を差し引いた荷重をいいます。            すなわち、定格荷重はそのジブ傾斜角とジブ長さに応じた実際につることができる荷重です。すなわち、ジブの傾斜角や長さが変化すれば定格荷重は変化します。</p> <p>(4) 定格総荷重            定格総荷重は、定格荷重にフック、グラブバケット等のつり具の質量を加えた荷重をいいます。            定格総荷重＝定格荷重（実際につれる質量）＋フック等のつり具の質量</p> <p>図1-3 定格総荷重</p>	<p>(3) 定格総荷重            移動式クレーンの構造及び材料並びにジブの傾斜角及びジブ長さに応じて負荷させることができる最大の荷重を定格総荷重といいます。</p> <p>(4) 定格荷重            定格荷重は、定格総荷重からフック、グラブバケット等のつり具の質量を差し引いた荷重をいいます。            すなわち、定格荷重はそのジブ傾斜角とジブ長さに応じた実際につることができる荷重です。すなわち、ジブの傾斜角や長さが変化すれば定格荷重は変化します。</p> <p>図1-3 定格総荷重と<b>定格荷重</b></p>
9	1. 3. 2		<p>(9) ジブフットピンを中心に、ジブ先端を上下に動かすこと</p> <p>(10) ジブ長さを変化させること</p>	<p>太字を通常の文字へ変更</p>
23	1. 5. 2		<p>過負荷を防止するための装置            つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーンについては、過負荷防止装置以外の「過負荷を防止するための装置」として、荷重計、安全弁以外の次のような定格荷重制限装置、定格荷重指示装置などの装置を備えることが義務付けられました。</p>	<p><b>過負荷防止装置</b>・過負荷を防止するための装置            移動式クレーンには、次の①、②のような過負荷防止装置を備えることが必要です。</p> <p>① 定格荷重制限装置            ② 定格荷重指示装置</p>
24			<p>① 定格荷重制限装置            ② 定格荷重指示装置</p> <p>つり上げ荷重3t未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられました。（移ク構規第27条）</p> <p>荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなっています。</p> <p>なお、平成31年3月1日前に、製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において、現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。</p>	<p>ただし、つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーンについては、過負荷防止装置又はこれ以外の「過負荷を防止するための装置」が必要とされ、「過負荷を防止するための装置」として荷重計が認められていましたが、平成31年3月以降は、構造規格の改正により、荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、荷重計、安全弁以外の次のような過負荷防止装置である①定格荷重制限装置、②定格荷重指示装置などの装置を備え付けることが必要となりました。（移ク構規第27条）</p> <p>なお、平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンについては、従前の規定の例にすることができます。</p>
26	1. 5. 4		巻上げのときだけ正しい荷重を示します。	巻上げのときだけ正しい荷重を示します。 <b>近年は、つり荷の質量を数値で表示するデジタル式も採用されています。</b>
30	1. 6. 3		…定格総荷重表の見方は次のとおりです。	<b>これから行うクレーン作業は作業半径、ジブ長さでの過負荷となるかどうかの検討などを行う場合、あらかじめ定格総荷重表などにより定格総荷重を把握しておくことが必要です。このための定格総荷重表の見方と使い方は次のとおりです。</b>
51	1. 7. 6		<p>(3) 月例定期自主検査            定期自主検査（月例）は、1月以内ごとに1回、定期に次の事項について検査を行うことが事業者に対して義務付けられている検査です。            定期自主検査（月例）項目 ①・②・③・④</p> <p>(4) 年次定期自主検査            定期自主検査（年次）は、1年以内ごとに1回行うことが事業者に対して義務付けられています。項目 ①・②・③・④・⑤・⑥</p> <p>(5) 各種の検査（性能検査・変更検査）</p>	<p>(3) 定期自主検査            ① 月次の定期自主検査            1月以内ごとに1回、定期に次の事項について検査を行うことが事業者に対して義務付けられています。項目 a. b. c. d.            ② 年次の定期自主検査            1年以内ごとに1回行うことが事業者に対して義務付けられています。項目 a. b. c. d. e. f.            (4) 各種の検査（性能検査・変更検査）</p>
52				

テキストページ	項番	行・図表	旧(8訂1版1刷)	新(8訂2版1刷)
<b>第2章 原動機及び電気に関する知識</b>				
57 58 59 61	2.1		(2) 動力伝達装置 (3) 吸・排気装置 (4) 燃料装置 (燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ、ノズル) (5) 潤滑装置 (オイルポンプ、オイルクーラ) (6) 冷却装置 (ラジエータ、ウォータポンプ、サーモスタット) (7) バッテリ	(3) 動力伝達装置 (4) 吸・排気装置 (5) 燃料装置 (燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ、ノズル) (6) 潤滑装置 (オイルポンプ、オイルクーラ) (7) 冷却装置 (ラジエータ、ウォータポンプ、サーモスタット) (8) バッテリ
82	2.3		(3) ③ なお、必要に応じて救急車が来るまでの間、応急手当をすること。	③ なお、 <b>心停止の場合</b> 救急車が来るまでの間、 <b>できるだけ速やかに胸骨圧迫、<u>ADA</u>を用いた救急処置を行うこと。</b> (下線は誤植のため次回、AEDへ修正いたします。)
<b>第7章 関係法令</b>				
121	7.2		労働安全衛生法(抄)及び 改正 令和2年4月1日法律第78号	労働安全衛生法(抄)及び 改正 令和元年6月14日法律第78号
130	7.3		労働安全衛生規則 改正 令和2年12月15日厚生労働省令第200号 第3章 第27条 法別表第2に掲げる機械(163頁) 令第13条第3項各号の機械(163頁)	労働安全衛生規則 改正 令和3年12月1日厚生労働省令第188号 第3章 第27条 法別表第2に掲げる機械(126頁) 令第13条第3項各号の機械(126頁)
156	7.6		クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 改正 平成18年2月16日厚生労働省告示第57号	クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 改正 令和3年3月25日厚生労働省告示第101号
157			受講の免除をうけることできる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者	受講の免除をうけることできる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で第2次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で <b>建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和3年国土交通省告示第102号)</b> に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者  鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山(以下「鉱山」という。)においてクレーン(令第20条第6号のクレーンをいう。)の運転の業務に1月以上従事した経験を有する者
<b>図表修正</b>				
14 21 36 37	1.4 1.5 1.6 1.7	図1-20 図1-35 図1-57 図1-58	体裁を整えたものへ変更 例) 図1-20 	
23	1.5	図1-38 図1-39	軽く接地したものへ変更 例) 図1-38 	

テキストページ	項番	行・図表	旧(8訂1版1刷)	新(8訂2版1刷)
36	1.6	図1-56	体裁を整えたものへ変更  図1-56 ジブ伸縮速度	 図1-56 ジブ伸縮速度
103	4.1	図4-4	(6ストランドの場合) を付記 	
112 113 114 115 116 117 118 119	6.1事例1 6.1事例2 6.3事例3 6.4事例4 6.5事例5 6.6事例6 6.7事例7 6.8事例8	図6-1 図6-2 図6-3 図6-4 図6-5 図6-6 図6-7 図6-8	カラーからモノクロへ変更 例) 図6-1  図6-1	 図6-1

使用が可能な構造規格の改正前のクレーンにも対応するため、前回の改訂版7訂（平成24年10月1日改訂）のテキストの過負荷防止装置によらない「荷重計、荷重指示計、空車時定格荷重表などによる対応に係る記載部分」から、使用例を削除、A・Bタイプの記載の重複部分は一方を参照するなどにより分量を削減した上で参考資料として巻末へ追加しました。

P.9の凡例 7. 第2章で積載型トラッククレーンに装備された図表と計器の説明が、2.9、2.10の2項に分かれていますが…とありますが、  
 参考資料 参2 参3 が正しい表記となります。（次回、修正いたします。）